

令和4年8月19日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除湿機に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
（うちガストーチ2件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
（うち運動器具（チューブを使用した運動器具）1件、自転車1件、
除湿機1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
（うちルーター（パソコン周辺機器）1件、
ポータブル電源（リチウムイオン）2件、リチウム電池内蔵充電器2件、
エアコン（室外機）1件、重石1件、電子レンジ1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

アイリスオーヤマ株式会社が輸入した除湿機について（管理番号：A202200379）

①事象について

公共施設でアイリスオーヤマ株式会社（法人番号：3370001006799）が輸入した除湿機を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・修理）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、転倒時オフスイッチの不具合により、当該スイッチが異常発熱し、発煙・発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）8月24日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同日以降、顧客情報を保有している消費者へのダイレクトメール送付及び店頭告知を行い、無償点検及び修理を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202200379）の事故の原因が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、品番、シリアルNo.、販売期間、対象台数

製品名	品番	シリアルNo.	販売期間	対象台数
除湿機（デシカント式）	EJD-70N	121200001	2013年1月	26,551
		～ 160299999	～ 2016年7月	

2016年（平成28年）8月24日からリコール（無償点検・修理）を実施
改修率：61.0%（2022年7月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2012年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2022年度	1	火災	2016年度	3	火災
2021年度	1	火災	2015年度	1	火災
2020年度	0	—	2014年度	0	—
2019年度	0	—	2013年度	0	—
2018年度	0	—	2012年度	0	—
2017年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202200379）は含まない。

<対象製品の外観>



<対象製品の確認方法>

1) 対象製品

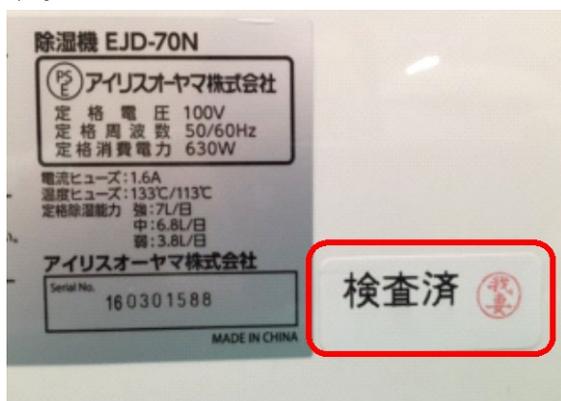
製品背面に貼られているシールで品番とシリアルNo.を御確認ください。

品番がEJD-70NでシリアルNo.121200001~160299999 のものが対象となります。



2) 対象外製品

品番とシリアルNo.が対象製品に該当するものであっても、シリアルNo.の脇に「検査済」のシールが貼られているものは既に点検・修理対応されているものです。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アイリスオーヤマ株式会社 除湿機 EJD-70N 専用アイリスコール

電話番号：0800(222)8989（無料）

※携帯電話・PHSからも利用できます。

受付時間：9時～17時（月～金曜日）

9時～12時、13時～17時（土・日・祝日）

※年末年始、夏季休業期間、事業者都合による休日は除く。

ウェブサイト：<https://www.irisohyama.co.jp/safetyinfo/ejd-70n.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：石田、鈴木、笹島

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮本、佐々木

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200376	令和4年5月23日	令和4年8月16日	ガストーチ	BJ-43	TTS株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年8月7日
A202200377	令和4年7月5日	令和4年8月16日	ガストーチ	BJ-43	TTS株式会社 (輸入事業者)	火災 軽傷1名	飲食店で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年8月5日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200373	令和4年4月5日	令和4年8月16日	運動器具(チューブを使用した運動器具)	IMC-34	株式会社カワセ (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品のチューブが破断し、目を負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年6月報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202200374	令和3年12月15日	令和4年8月16日	自転車	20KT266ED	コーナン商事株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、左ペダルが外れて、転倒し、負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年8月12日
A202200379	令和4年8月6日	令和4年8月17日	除湿機	EJD-70N	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	公共施設で当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	大阪府	平成28年8月24日からリコールを実施(特記事項を参照)改修率: 61.0%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200368	令和4年8月2日	令和4年8月15日	ルーター(パソコン周辺機器)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山梨県	令和4年8月12日に公表した光回線終端装置(ルーター付、パソコン周辺機器)に関する事故(A202200344)と同一
A202200369	令和4年7月16日	令和4年8月15日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年7月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202200370	令和4年7月10日	令和4年8月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電しながら、当該製品で携帯電話機(スマートフォン)に給電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	石川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年7月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202200371	令和4年8月3日	令和4年8月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	電車内で当該製品をリュックサックに入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200372	令和4年8月2日	令和4年8月16日	エアコン(室外機)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から15年以上経過した製品
A202200375	令和4年7月31日	令和4年8月16日	重石	重傷1名	店舗で当該製品の金具に指を掛けて移動中、金具が破損し、当該製品が落下、右手指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202200378	令和4年8月7日	令和4年8月16日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202200380	令和4年8月3日	令和4年8月17日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

運動器具（チューブを使用した運動器具）（管理番号:A202200373）

